設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年３月３０日

設楽町長　土屋　浩

令和８年設楽町条例第９号

設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例

設楽町町営バス使用料徴収条例（平成17年設楽町条例第174号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「５」を「６」に改める。

別表第５の次に次の別表を加える。

別表第6（第2条関係）

町営バス　津具線（普通運賃、貨物料金）

（令和8年4月1日から適用）

小児運賃は半額

（単位：円）

	0 田口	1 設楽事務所前	2 栄町	3 大田口	4 小松口	5 添沢	奴田口	大野橋 13	スノ子 14	南大桑 15	大桑 16	中林 17	上津具 18	見出原 19	見出 20	麓 21	下津具
設楽事務所前 1	200																
栄町 2	200	200															
大田口 3	200	200	200														
小松口 4	200	200	200	200													
添沢 5	200	200	200	200	200												
奴田口	200	200	200	200	200	200											
大野橋 13	200	200	200	200	200	200	200										
スノ子 14	200	300	300	300	300	300	300	200									
南大桑 15	200	300	300	300	300	300	300	200	200								
大桑 16	200	300	300	300	300	300	300	200	200	200							
中林 17	200	300	300	300	300	300	300	200	200	200	200						
上津具 18	200	300	300	300	300	300	300	200	200	200	200	200					
見出原 19	200	300	300	300	300	300	300	200	200	200	200	200	200				
見出 20	200	300	300	300	300	300	300	200	200	200	200	200	200	200			
麓 21	200	300	300	300	300	300	300	200	200	200	200	200	200	200	200		
下津具	200	300	300	300	300	300	300	200	200	200	200	200	200	200	200	200	

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

設楽町町営バス使用料徴収条例（平成17年設楽町条例第174号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>

（料金）

第２条　料金は、別表第１から別表第６のとおりとする。

２・３　（略）

別表第6(第2条関係)

別表第6(第2条関係)

町営バス　津具線（普通運賃、貨物料金）

（令和8年4月1日から適用）

小児運賃は半額

（単位：円）

	0 田口	1 桜楽事務所前	2 栄町	3 大田口	4 小松口	5 浜沢	6 奴田口	13 大野橋	14 スノ子	15 南大桑	16 大桑	17 中林	18 上津具	19 見出原	20 見出	21 麓	下津具
0 田口	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300
1 桜楽事務所前		200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300
2 栄町			200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300
3 大田口				200	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300
4 小松口					200	200	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300
5 浜沢						200	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300
6 奴田口							200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300
13 大野橋								200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
14 スノ子									200	200	200	200	200	200	200	200	200
15 南大桑										200	200	200	200	200	200	200	200
16 大桑											200	200	200	200	200	200	200
17 中林												200	200	200	200	200	200
18 上津具													200	200	200	200	200
19 見出原														200	200	200	200
20 見出															200	200	200
21 麓																200	200
下津具																	

</td><td>

（料金）

第２条　料金は、別表第１から別表第５のとおりとする。

２・３　（略）

―

</td></tr>
</table>